

稚内市営住宅は

ペット禁止！

“すべて”飼育・持込みはできません



NO PETS

- ペットの飼育・持込みは、条例違反です。
稚内市営住宅条例第29条第1項第1号
及び 同条例規則第6条 に抵触します。
- 市からの改善指示に従わない場合は、市営住宅を無条件で明け渡していただく場合があります。
また、ペットによる破損および汚損等による修理費用は高額となります。いかなる理由があっても居住者の責任において現状復旧していただくことを申し添えます。

～ ペットは、入居者や住居にこんな影響があります ～

- ペットの鳴き声が近所迷惑になります。
- 壁紙、柱、床などが傷つきます。
- フンや尿などによる臭いが残ります。
- 近隣住民および次の入居者が、動物アレルギーによる健康被害を引き起こす場合があります。

稚内市 建設産業部都市整備課 住宅管理グループ

☎ (0162) 23-6422【直通】